

<p>お申込み いただける方</p> <p>(下記の項目を いずれも満たす方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍または永住許可を有する外国籍の方 ・ご融資実行時満20歳以上満70歳未満で最終返済時満80歳以下の個人の方 ・前年の税込年収が100万円以上の方 ・原則1年以上継続して同一勤務先に勤務されている給与所得者の方 ※但し、自営業者・会社役員の方はビジネスオーナー向け住宅ローンでお申込みいただけます。 ・取扱店の営業区域内に居住または勤務されている方 ・団体信用生命保険に加入できる方 ・当社の定める保証会社の保証が受けられる方 ・過去にローンの延滞、不渡り等の信用事故のない方
<p>資金用途</p>	<p>一般定期借地権付きの本人居住用住宅の購入・建築資金、および住宅ローン借換資金 ※戸建・マンションいずれも可能です。 ※一般定期借地権に関する保証金・権利金・譲渡承諾料・物件等の消費税を含みます。 ※借換資金には、借換にかかる諸費用を含みます。 ※セカンドハウス等でのご利用はできません。 ※住宅金融支援機構等、公的融資との併用はできません。 ※お取扱業者等に制限がございます。詳細については店頭にてお問い合わせください。</p>
<p>ご融資金額</p>	<p>50万円以上5,000万円以内(10万円単位) ※上記資金用途の100%以内となります。 ※分割融資はできません。 ※元金の一定期間据置はできません。</p>
<p>ご融資利率</p>	<p>①変動金利型(ローン基準金利連動型) 新規ご融資利率は当社の定めるローン基準金利を基準利率として決定いたします。 (別途保証料が必要です。)</p> <p>②固定金利選択型(3年・5年・7年・10年) 新規ご融資利率は当社所定の利率とさせていただきます。 (別途保証料が必要です。)</p> <p>・新型三大あんしん保障付き住宅ローンをご利用になられる場合は 上記新規ご融資利率に一定幅を上乗せした利率を適用させていただきます。</p>
<p>金利変動ルール</p>	<p>【変動金利型】 利率の変更の基準日を4月1日、10月1日の毎年2回と定め、4月1日と10月1日、10月1日と翌年4月1日の基準金利とを比較して、利率差が生じた場合、その差と同幅で借入利率は変動します。 但し、借入後最初の見直しでは、貸出日の基準日(毎年3月1日と9月1日)現在の基準金利と貸出後最初の貸出利率の変更の基準日(4月1日又は10月1日)の基準金利を比較して、利率差が生じた場合、その差と同幅で借入利率は変動します。 (新利率適用日) 月賦返済のみの場合…4月1日の見直しは6月の、10月1日の見直しは12月の約定返済日の翌日からとします。 半年賦返済併用の場合…4月1日の見直しは6月以降、10月1日の見直しは12月以降最初に到来するボーナス返済日の翌日からとします。</p> <p>【固定金利選択型】 お借入時またはお借入後選択された期間(3年・5年・7年・10年)は、固定金利期間となります。固定金利期間終了後については、直前の4月1日、10月1日時点の当社の定めるローン基準金利を基準とする金利変動型の住宅ローン利率となります。 ※固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。 ※固定金利期間終了時(固定金利期間終了日の2営業日前の日までにお取引店までお申し出いただいた場合)に固定金利期間を再設定することも可能ですが、再設定後の金利は当初金利と異なる場合があります。</p>

<p>ご返済方法</p>	<p>【変動金利型の場合】 毎月元利均等返済(最大元金の50%までボーナス返済併用可) ・毎のご返済額はお借入後5回目の10月1日を基準とする利率の見直し時まで変わりません。 ・第1回目の見直し以降は5年ごとに再計算し新しく毎のご返済額を定めます。但し、金利が上昇しても新しい返済額は前回の返済額の125%以内といたします。 ・5年ごとの最終の返済額変更後、借入利率の変更等により最終の返済額による返済で返済期限までに返済が完了しない場合には、残債務について返済期限に一括してご返済いただきます。</p> <p>【固定金利選択型の場合】 毎月元利均等返済(最大元金の50%までボーナス返済併用可) ・固定金利期間は毎回の返済額は変わりません。 ・金利変動型の住宅ローンに切替の際にご返済額を見直しさせていただきます。 ・金利変動型の第1回目の見直し以降は5年ごとに再計算し新しく毎のご返済額を定めます。但し、金利が上昇しても新しい返済額は前回の返済額の125%以内といたします。 ・5年ごとの最終の返済額変更後、借入利率の変更等により最終の返済額による返済で返済期限までに返済が完了しない場合には、残債務について返済期限に一括してご返済いただきます。</p>
<p>ご返済期間</p>	<p>変動金利型…40年以内(1年単位) 固定金利選択型(3年・5年・7年・10年)…3年以上40年以内(1年単位) ※35年超の場合、ご融資実行時の年齢やお借入金額等に一定の条件がございます。 ※返済終了時に定期借地期限が10年以上残存するように設定してください。</p>
<p>固定金利 特約手数料</p>	<p>・固定金利の特約をご希望の場合は、手数料として10,800円(消費税等込)をお支払いいただきます。</p>
<p>手数料</p>	<p>・保証会社宛事務取扱手数料として54,000円(消費税等込)をお支払いいただきます。 ・ご融資時に、定期借地権付き住宅ローン取扱い手数料として108,000円(消費税等込)をお支払いいただきます。 ・資金用途が借換の場合は、手数料として32,400円(消費税等込)をお支払いいただきます。 ・保証料内枠方式をご希望の場合は、手数料として32,400円(消費税等込)をお支払いいただきます。 ・変動金利期間中に繰上返済を行う場合は次の手数料が必要となります。 (全額繰上返済) ①ご融資後3年以内の場合…3,240円(消費税等込) ②ご融資後3年超5年以内の場合…2,160円(消費税等込) ③ご融資後5年超7年以内の場合…1,080円(消費税等込) ④ご融資後7年超の場合…無料 ※一部繰上返済を行う場合は手数料不要です。</p> <p>・固定金利期間中に繰上返済を行う場合は次の手数料が必要となります。 (全額繰上返済) 当初貸出日からの期間にかかわらず…32,400円(消費税等込) ※一部繰上返済を行う場合は手数料不要です。</p> <p>※なお、保証会社に対しても次の繰上返済手数料が必要となります。当該手数料は所定の振込手数料とともに、返戻保証料より差し引かせていただきます。 ●全額繰上返済:10,800円(消費税等込) ※一部繰上返済を行う場合は手数料不要です。</p> <p>・その他返済条件の変更時に当社所定の手数料が必要となる場合があります。</p>

担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資の対象となる物件に当社所定の保証会社を抵当権者とする抵当権を第1順位で設定させていただきます。 ・一般定期借地権が保証金方式の場合、保証金の返還請求権に、当社所定の保証会社を質権者とする質権を第1順位で設定させていただきます。 ※保証会社が借地権設定契約書および保証金預り証の原本をお預りします。 ・保証人は原則不要ですが、当社または保証会社が必要と認める場合は当社および保証会社宛連帯保証人が必要となる場合があります。 																								
保証会社	当社の定める保証会社																								
保証料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資実行時に保証会社に対して保証料を原則一括でお支払いいただきます。 保証料:ご融資金額100万円あたり一般的な保証料は下記のとおりです。(例示) <table border="1" data-bbox="411 584 1002 779"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>保証料(円)</th> <th>期 間</th> <th>保証料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>4,580</td> <td>30年</td> <td>19,137</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>8,544</td> <td>35年</td> <td>20,610</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>11,982</td> <td>40年</td> <td>21,759</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>14,834</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>17,254</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>例えば、ご融資金額1,000万円、ご返済期間20年の場合の保証料は148,340円となります。</p> <p>(注) 保証料は案件によっては上記表中にある例示金額の最大2.0倍の水準となる場合があります。</p>	期 間	保証料(円)	期 間	保証料(円)	5年	4,580	30年	19,137	10年	8,544	35年	20,610	15年	11,982	40年	21,759	20年	14,834			25年	17,254		
期 間	保証料(円)	期 間	保証料(円)																						
5年	4,580	30年	19,137																						
10年	8,544	35年	20,610																						
15年	11,982	40年	21,759																						
20年	14,834																								
25年	17,254																								
地主さまの必要書類	<p>お客さまを通して、地主の方より以下の書類を提出していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社所定の保証会社の書式による、承諾書 ・当社所定の保証会社の書式による、保証金の返還請求権に対する質権設定の承諾書への承諾印押印(保証金がある方式の場合) ・印鑑証明書 <p>※都市再生機構が地主である場合、必要書類が異なりますので、詳しくは窓口までお問合せください。</p>																								
当社が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 <p>連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>																								
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭で返済額を試算いたします。 ・金利については窓口でお問い合わせください。 																								